

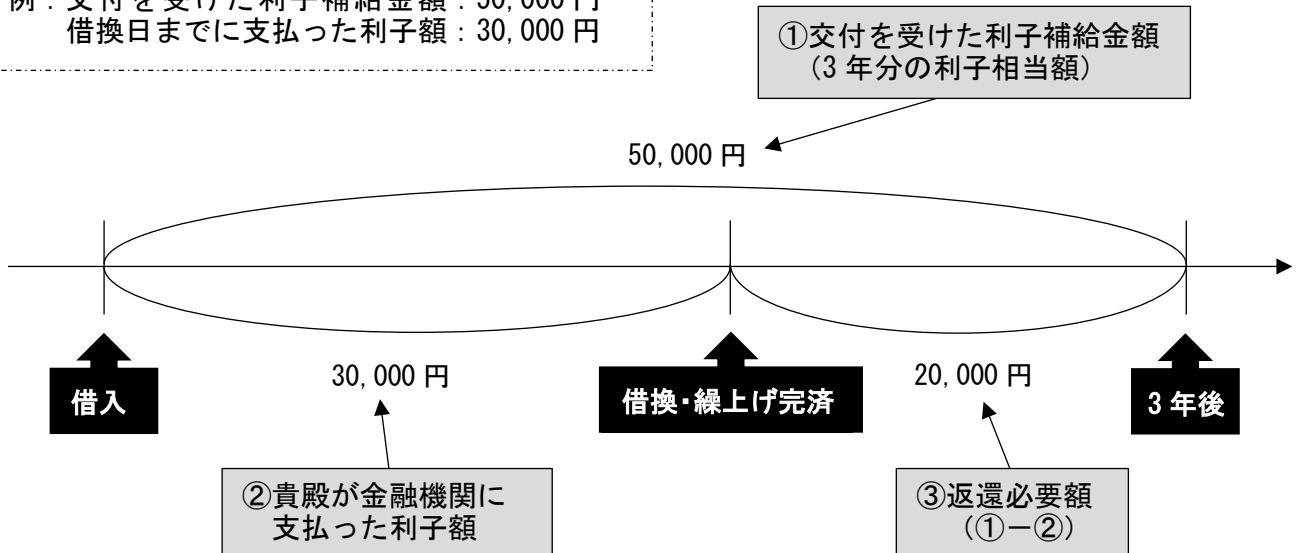
○特別利子補給助成金の交付を受けた事業者の皆様へ

「新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度」にご申請いただき、ありがとうございます。

弊事務局は、貴殿のご申請に際し、利子補給金（3年分の利子相当額）を交付しましたが、この度、利子補給の対象貸付が繰上げ完済または借換によって消滅したことが確認されましたので、本利子補給は終了となりますことをお知らせいたします。

つきまして、貴殿は金融機関に支払った利子額より多くの利子補給金額の交付を受けておりますので、同封の「返還のご案内」に基づき、ご返還のお手続きをお願いします。

例：交付を受けた利子補給金額：50,000円  
借換日までに支払った利子額：30,000円



【ご留意点】

- ・借換された場合、借換後の新しい貸付(注1)の利子補給を受けるためには、別途、申請が必要となります。(注2)自動的に利子補給を受けることはできませんので、ご注意ください。
- ・一定期間を過ぎても返還金の振込が確認できない場合、納付期限を記載した「確定通知兼返還請求書」を送付いたします。納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95%の割合を乗じて計算した延滞金が発生しますので、ご注意ください。

注1 特別利子補給の対象となる貸付制度であることが必要です。

注2 特別利子補給の助成要件を満たすことが必要です。

【お問い合わせ先】

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局

(独立行政法人 中小企業基盤整備機構 委託事業)

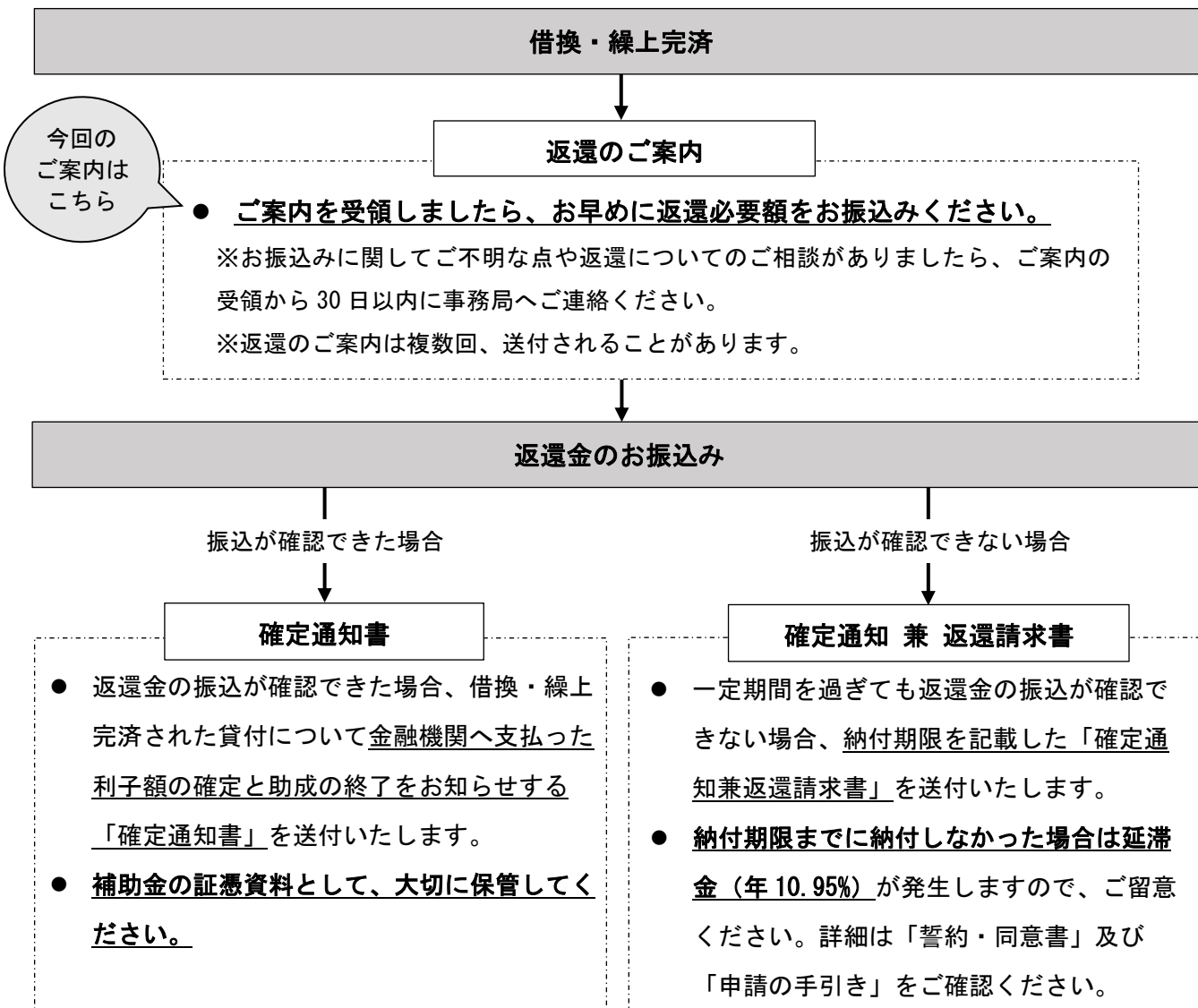
電話番号：0570-060515 (平日 9時00分～17時00分)

特別利子補給制度  
ホームページ



<https://tokubetsu-riho.jp>

## ○ご返還の流れ



Q. 返還のご案内による振込期限は、いつまでですか？

A. 借換・繰上完了が発生した時点で返還必要額をお知らせするため、ご案内には振込期限を記載してありますが、速やかにご返還をお願いいたします。

Q. 分割払いはできますか？

A. 原則、一括でのお振込みをお願いいたします。一括でのお振込みが困難な場合には、複数回に分けてお振込みください。

Q. 借換後の貸付についても特別利子補給助成金の申請をしています。今回の返還必要額と借換後の新たな特別利子補給助成金で相殺はできますか？

A. 新たな特別利子補給助成金を申請した時点によって相殺できる場合には、新たな特別利子補給助成金を相殺して支給させていただきます。ご不明な点がありましたら、弊事務局へお問い合わせください。

Q. 返還のご案内により振込手続きを行った後に、「交付決定通知書」で特別利子補給助成金が相殺支給されて返還が完了していたことに気づきました。どのような手続きが必要ですか？

A. お手続きは不要です。返還必要額より多くご返還いただいた場合は(独)中小企業基盤整備機構よりご返金いたします。なお、このお手続きには約2~3カ月かかる可能性があります。